

大手通表町東地区市街地再開発事業（仮称）計画コーディネート（その２）業務委託 簡易評価型プロポーザル参加説明書

1 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、大手通表町東地区市街地再開発事業（仮称）の実施に向けた計画コーディネートを行うものであり、再開発事業区域を含む中心市街地のVR（ヴァーチャルリアリティ）データを作成し、さまざまな事業計画案を仮想現実空間でシミュレーションすることにより、関係者間のイメージ共有、合意形成を図ることはもとより、本事業に対する市民の理解を広く求めることを目的とするものです。

(2) 業務内容

本業務では、上記目的を達成するため、基盤となる中心市街地のVRデータの作成など以下に記載する項目を業務内容とします。なお、具体的な業務実施手法や時期等については、プロポーザルにより特定された業者の提案をもとに長岡市と協議のうえ決定するものとします。

ア 都市空間3Dデータの作成

- 対象区域（別紙）の地形データ、現況建物データ作成
- 壁面に写真を加工・貼付し現実の建物と同様の表現をする現況建物ファサードの作成

イ VRシステムの構築

- 都市空間のレビューのためのVRアプリケーションを構築

ウ VRコンテンツの仕様

- 鳥瞰飛行及び歩行者目線での移動がマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- 画面上の視点位置を、事前に定めた視点場に瞬時に移動させる機能
- 画面上で任意の場所をクリックすると、自動的にその場に視点を移動できる機能
- 対象建築物や周辺環境を構成する任意の要素を移動・回転・拡大縮小できる機能
- 空間内の任意の2点間の距離を測定できる機能
- 3Dデータを作成した範囲の2D地図データをVR画面上に用意し、視点の位置を2D地図上に表示させる機能。また、同地図上で指定した地点に視点を移動させる機能
- 視点のルートを任意に設定したアニメーション（自動走行）を外部保存、読み込みできる機能
- 本コンテンツもしくは別途キャプチャソフトなどで汎用的なファイル形式の静止画、動画が作成できること。また、作成された静止画、動画は自由に利用し配付することができること
- 上記の全機能はスタンドアローン（インターネットに接続しない状態）で利用できること
- Windows や Macintosh の OS 環境で利用できること
- フリーライセンスであり、VR閲覧可能なパソコンを増やした際に、新たなライセンス費用が発生しないこと

エ 操作研修の実施、マニュアル作成

- 上記に示す機能を利用できるように操作研修を行うこと
- 全ての機能を解説したマニュアルを作成すること

(3) 履行期間

契約締結日 ～ 平成29年12月22日 を予定しています。ただし、契約期間中に成果の

一部の提出を求めることがあります。

(4) 業務実施上の条件

配置予定管理技術者の保有が望ましい同種又は類似業務等の実績

(ア) 同種業務：再開発事業を含む市街地のVR作成業務

(イ) 類似業務：公共施設等建築物のVR作成業務

(5) 成果品

(ア) (2)アの内容を満たす3DCADデータ及びテクスチャ画像データ

(イ) (2)ウの内容を満たすVRシステム（ライセンスフリー、ソフトインストール不要）

(ウ) 操作マニュアル

- ・上記（ア）については、VRコンテンツ制作にあたり製作した各種データであり、3DCADの形式は、3DSとする。テクスチャマッピング画像データの形式は、汎用性の高いものとする。
- ・上記（イ）については、一式を納品時、業務内容に定められた動作環境の中で、操作に最良と思われるハードウェアにて動作確認し提出する。ただし、独立実行形式（ビューワ内包型のシステム等）のものを除く。
- ・上記（ア）の著作権については、長岡市に帰属する。ただし、上記（イ）のVRシステム及びこれに含まれるデータであって、本件とは関係なく受託者（そのライセンサーを含む）が保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受託者がこれらを留保すること。

2 受託業者の選考

簡易評価型プロポーザルにより受託業者を選考します。

3 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

本プロポーザルは、大手通表町東地区市街地再開発事業（仮称）の実施に係る都市空間VRデータ作成業務における具体的な取組手法や取組の創意工夫について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

(2) 提案書の作成方法

下記事項について、資料を作成してください。

ア 業務実施体制（様式-2）

本業務の実施体制を記載してください。

また、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容と予定される再委託先を記載してください。ただし、業務の主たる部分を再委託することはできません。

イ 業務管理技術者の経歴（様式-3）

本業務の業務管理技術者について、氏名及び所属・役職、経歴、類似業務の実績（3件まで）等を記載してください。

ウ 業務管理技術者の過去5年間の類似業務実績について（様式-4）

予定される業務管理技術者が過去5年間に従事した類似の業務実績から1件について、記載

してください。なお、当該実績がない場合は「なし」と記載してください。

エ 業務費用見積り（様式なし）

オ 取組方針や業務実施手法等について（様式なし）

(3)に規定する書式により、取組方針や実施手法、VRシステムの仕様、作業体制、工程等についての提案を記載してください。なお提案書の作成にあたっては、最低限、下記テーマに対する提案者の考察を記載してください。

- ・ 市街地整備・まちづくりにおけるVR活用の可能性

(3) 提案書の書式

- ・ 提案書の用紙サイズはすべてA4判とします。
- ・ 表紙、様式-2～4及び見積書を1式として、縦版片面印刷で左上1箇所ホチキス止めとし、1部提出してください。表紙の様式は任意とし、記載事項は、業務名、会社名とします。
- ・ (2)オの取組方針等について、15ページを上限（1ページ目を提案全体が把握できる概要版としてください）とし、カラー片面印刷、左上1箇所ホチキス止めとし、5部提出してください。なお、この提出資料への会社名記載や、会社名を推測できるような表記をすることを禁止します。

(4) 業務量の目安

本業務の規模は、600万円（税込み）以内を予定しています。

4 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加意思表明書（様式-1）

ア 提出方法

持参又は郵送、ファクス、電子メールのいずれでも結構です。提出期限までに必着とし、持参以外の場合は必ず着信を確認してください。

イ 提出先

長岡市中心市街地整備室

住 所 〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト7階

電 話 0258-39-2807（直通）

FAX 0258-39-2827

e-mail shigaichi-seibi@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限

平成29年7月25日（火曜日）午後5時

(2) 提案書

ア 提出方法

持参又は郵送で提出してください。提出期限までに必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認してください。

イ 提出先

(1)と同じ

ウ 提出期限

平成29年7月27日（木曜日）午後5時

5 プレゼンテーション

(1) 期日

平成29年7月31日（月曜日）午後1時30分から

(2) 会場

まちなかキャンパス長岡3階302会議室

（長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト内）

(3) 実施要領

プレゼンテーションの参加者は3名までとし、説明者は配置予定の業務管理技術者としてください。提案書の内容説明およびVRシステムのデモンストレーションも行うものとします。使用するパソコン等は持参してください。プロジェクターは施設の備品を使用してもかまいません。

時間などの詳細については、プロポーザル参加意志表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知します。プレゼンテーションの順は提案書の提出順とします。

6 本説明書の内容についての質問受付、回答

(1) 質問は、文書（様式自由、ただし用紙サイズはA4判）により行うものとし、ファクス、電子メールのいずれかで行ってください。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話・ファクス番号、メールアドレスを記載してください。

ア 提出先：4(1)イと同じ

イ 質問受付期間：平成29年7月25日（火曜日）午前8時30分から午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、平成29年7月26日（水曜日）午後5時までに、参加意志表明書を提出した全社にファクスにより行います。

7 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の内容とプレゼンテーションの結果を総合的に評価し、提案者を特定します。この場合において、見積金額が3(4)に記載する金額を超えている場合はその他の評価に関わらず特定しません。

8 選考結果の通知

(1) 特定、非特定の通知は参加全社に通知します。

(2) 特定されなかった事業者に対しては、非特定理由を付して通知します。

(3) 非特定通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内（休日を含まない）にその理由の説明を書面で求めることができます。

(4) 上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない）に書面により行います。

(5) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

ア 受付場所：4(1)イと同じ

イ 受付時間：午前8時30分から午後5時まで

9 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合、著作物の不正使用等不法行為が発覚した場合、その提案書は特定しません。また、特定後に発覚した場合はその決定を取り消すものとします。この場合において、選考結果が次点の事業者の提案を特定するものとします。
- (3) 提出された提案書は返却しません。
- (4) 特定された提案書に記載した内容についての著作権は、当市に帰属するものとします。
- (5) 参加意思表明書及び提案書に記載した業務管理技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、離職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務実施能力があるとの了解を発注者から得なければなりません。